

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p style="text-align: center;">平成27年4月1日施行 令和___年___月___日変更</p> <p style="text-align: center;">業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p style="text-align: center;">平成27年4月1日施行 令和___年___月___日変更</p> <p style="text-align: center;">業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(変更履歴)	(変更履歴)
平成27年4月1日施行	平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更	平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更	平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更	平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更	平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更	平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更	平成29年9月6日変更
平成30年4月1日変更	平成30年4月1日変更
平成30年6月29日変更	平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更	平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更	平成31年4月1日変更
令和元年7月1日変更	令和元年7月1日変更
令和2年2月1日変更	令和2年2月1日変更
令和2年3月30日変更	令和2年3月30日変更
令和2年7月8日変更	令和2年7月8日変更
令和2年10月1日変更	令和2年10月1日変更
令和3年4月1日変更	令和3年4月1日変更
令和3年4月16日変更	令和3年4月16日変更
令和3年7月1日変更	令和3年7月1日変更
令和4年2月1日変更	令和4年2月1日変更
令和4年4月1日変更	令和4年4月1日変更
令和4年4月1日変更	令和4年4月1日変更
令和4年7月5日変更	令和4年7月5日変更
	令和 年 月 日変更

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)																				
(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 「予備力」とは、上げ調整力と上げ調整力以外の <u>発電機</u> の発電余力を足したものをいう。 六 「調整力」とは、周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備(揚水発電設備を含む。)、電力貯蔵装置、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(ただし、流通設備は除く。)の能力をいう。 七～九 (略) 十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない <u>発電機の出力抑制</u> によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。 十一～十八 (略) 十九 「計画潮流」とは、本機関が管理する容量登録(第42号に定める。)された潮流をいう。 二十 (略) 二十一 「混雑」とは、 <u>空容量が負となる状況</u> をいう。 (新設) (新設) 二十二 (略) 二十三 「発電設備等」とは、発電設備、電力貯蔵装置その他の電気を発電又は放電する <u>設備</u> をいう。 二十四～三十四 (略) 三十五 「実同時同量の契約者」とは、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行時点において、一般送配電事業者たる会員と託送供給契約を締結していた小売電気事業者たる会員であって、当該一般送配電事業者たる会員の託送供給契約に基づき特別措置の適用の申出を行った者をいう。 三十六～四十五 (略)	(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 「予備力」とは、上げ調整力と上げ調整力以外の <u>発電設備</u> の発電余力及び <u>蓄電設備</u> の放電余力を足したものをいう。 六 「調整力」とは、周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備(揚水発電設備を含む。)、 <u>蓄電設備</u> 、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(ただし、流通設備は除く。)の能力をいう。 七～九 (略) 十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない <u>発電設備の出力抑制等</u> によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。 十一～十八 (略) 十九 「計画潮流」とは、本機関が管理する容量登録(第43号に定める。)された潮流をいう。 二十 (略) 二十一 「混雑」とは、 <u>次に掲げるものを</u> いう。 ア 連系線において、 <u>空容量が負となる状況</u> 。 イ 連系線以外の流通設備において、潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある状況。 二十二 (略) 二十三 「発電設備等」とは、発電設備又は <u>蓄電設備</u> をいう。 二十四～三十四 (略) 三十五 削除 三十六～四十五 (略)																				
(事務局) 第10条 (略) 2～8 (略)	(事務局) 第10条 (略) 2～8 (略)																				
別表2-1 組織の業務分掌	別表2-1 組織の業務分掌																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th><th>業務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td><td>事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項</td></tr> <tr> <td>企画部</td><td>容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般</td></tr> <tr> <td>計画部</td><td>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務</td></tr> <tr> <td>運用部</td><td>需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守</td></tr> </tbody> </table>	組織名	業務分掌	総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項	企画部	容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般	計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th><th>業務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td><td>事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項</td></tr> <tr> <td>企画部</td><td>容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般</td></tr> <tr> <td>計画部</td><td>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務</td></tr> <tr> <td>運用部</td><td>需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整</td></tr> </tbody> </table>	組織名	業務分掌	総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項	企画部	容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般	計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整
組織名	業務分掌																				
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項																				
企画部	容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般																				
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務																				
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守																				
組織名	業務分掌																				
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項																				
企画部	容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般																				
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務																				
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整																				

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
運用部(広域運用センター)	需給及び系統の状況の監視・管理	運用部(広域運用センター)	需給及び系統の状況の監視・管理
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括	再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案	政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁	紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般	監査室	監査全般
(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略)	(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略)	(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略)	(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。
(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略)	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略)	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略)	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。
(電源リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～6 (略)	(電源リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～6 (略)	(電源リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～6 (略)	(電源リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。
(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、 <u>発電用の電気工作物</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電用の電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電用の電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務(以下「電源等維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、 <u>発電用電気工作物</u> の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務を行う。 3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる <u>発電用電気工作物</u> その他の供給能力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。	(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、 <u>発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電等用電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電等用電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務(以下「電源等維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、 <u>発電等用電気工作物</u> の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務を行う。 3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる <u>発電等用電気工作物</u> その他の供給能力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。	(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、 <u>発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電等用電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電等用電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務(以下「電源等維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。	(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、 <u>発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電等用電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電等用電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務(以下「電源等維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。
(電源入札等の検討の開始) 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。	(電源入札等の検討の開始) 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。	(電源入札等の検討の開始) 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。	(電源入札等の検討の開始) 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア (略) イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の確保の必要性がある場合 二～四 (略) 2 (略) (電源入札等の実施の必要性の検討及び評価) 第36条 (略) 2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 (略)</p>	<p>一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア (略) イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の確保の必要性がある場合 二～四 (略) 2 (略) (電源入札等の実施の必要性の検討及び評価) 第36条 (略) 2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 (略)</p>
<p>(電源等維持運用者の決定) 第39条 (略) 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 電源等維持運用者の名称及び<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の場所等 二・三 (略)</p>	<p>(電源等維持運用者の決定) 第39条 (略) 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 電源等維持運用者の名称及び<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の場所等 二・三 (略)</p>
<p>(広域系統整備計画) 第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（法第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画のほか、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。</p>	<p>(広域系統整備計画) 第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画のほか、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。</p>
<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの開始) 第51条 本機関は、次の各号のいずれかの検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。 一 次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合 ア 複数の<u>発電機</u>の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）が発生した場合 イ (略) 二 (略)</p>	<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの開始) 第51条 本機関は、次の各号のいずれかの検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。 一 次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合 ア 複数の<u>発電設備等</u>の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）が発生した場合 イ (略) 二 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員の提起による計画策定プロセスの開始) 第51条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、大規模災害等により、複数の<u>発電機</u>の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、第51条第1号のいずれかの検討開始要件に該当する場合には、計画策定プロセスを開始する。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員の提起による計画策定プロセスの開始) 第51条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、大規模災害等により、複数の<u>発電設備等</u>の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、第51条第1号のいずれかの検討開始要件に該当する場合には、計画策定プロセスを開始する。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(広域系統整備計画の届出) 第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、法 <u>第28条の47</u> 第2項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。	(広域系統整備計画の届出) 第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、法 <u>第28条の48</u> 第2項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。
(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更) 第63条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法 <u>第28条の47</u> 第3項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。 3 (略)	(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更) 第63条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法 <u>第28条の48</u> 第3項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。 3 (略)
(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更) 第63条の3 本機関は、第61条の3又は第63条の2の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、法 <u>第28条の47</u> 第4項の規定により経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、法 <u>第28条の47</u> 第4項各号に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。 2 (略)	(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更) 第63条の3 本機関は、第61条の3又は第63条の2の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、法 <u>第28条の48</u> 第4項の規定により経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、法 <u>第28条の48</u> 第4項各号に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。 2 (略)
(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い) 第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。	(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い) 第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。
(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一 (略) 二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの <u>送電系統の暫定的な容量確保</u> に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 2・3 (略)	(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一 (略) 二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの <u>連系予約(送電系統へ発電設備等が連系等されたものとして取扱うことをいう。第68条の2において同じ。)</u> に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 2・3 (略)
(送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付) 第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの <u>送電系統の暫定的な容量確保</u> の要請を受け付ける。 2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。 <u>ただし、暫定的な容量の変更については容量の減少に限る。</u> 3 (略)	(連系予約に関する要請の受付) 第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの <u>連系予約</u> の要請を受け付ける。 2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。 3 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスの要請) 第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系す	(電源接続案件一括検討プロセスの要請) 第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系す

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>る変圧器を含む。以下この節において同じ。)の工事<u>(保護継電器等により発電抑制を実施する場合を除く。)</u>に関する、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続(以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。)を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>る変圧器を含む。以下この節において同じ。)の工事に関する、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続(以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。)を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(接続検討的回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>(接続検討的回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(必要な協力の要請)</p> <p>第103条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。</p>	<p>(必要な協力の要請)</p> <p>第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。</p>
<p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。</p> <p>一 会員の需給状況に関する事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者たる会員の発電量及び発電余力に関する状況</p> <p>ウ (略)</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。</p> <p>一 会員の需給状況に関する事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者たる会員の発電量<u>(放電量を含む。以下同じ。)</u>及び発電余力<u>(放電余力を含む。以下同じ。)</u>に関する状況</p> <p>ウ (略)</p> <p>二～四 (略)</p>
<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報(配電事業者たる会員にあっては、エ及びカを除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備</u>、広域連系系統その他の情報</p> <p>オ 託送供給契約者の需要実績及び発電契約者の<u>発電実績</u></p> <p>カ (略)</p>	<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報(配電事業者たる会員にあっては、エ及びカを除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備等</u>、広域連系系統その他の情報</p> <p>オ 託送供給契約者の需要実績及び発電契約者の<u>発電又は放電実績</u></p> <p>カ (略)</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下この条及び第116条において、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひつ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、需給ひつ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下この条において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。</p> <p>三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は<u>発電設備</u>（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び<u>発電設備</u>の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域に<u>発電設備</u>を有する会員は、一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの送電可能量を通知する。</p> <p>四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>発電設備</u>の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や<u>発電機</u>の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p> <p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下この条において「希望連系線」という。）を確認する。</p> <p>二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下この条において「受電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる</p>	<p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構から、必要に応じて、発電の用に供する燃料に関する情報を取得する。</p> <p>(需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下この条及び第116条において、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひつ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、需給ひつ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下この条において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。</p> <p>三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は<u>発電設備等</u>（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び<u>発電設備等</u>の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域に<u>発電設備等</u>を有する会員は、一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの送電可能量を通知する。</p> <p>四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>発電設備等</u>の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や<u>発電設備等</u>の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p> <p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下この条において「希望連系線」という。）を確認する。</p> <p>二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下この条において「受電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)				
会員から確認を行うものとする。	会員から確認を行うものとする。				
三 前号の確認を受けた一般送配電事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び <u>発電設備</u> の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、安定供給を確保するため必要な調整力等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。	三 前号の確認を受けた一般送配電事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び <u>発電設備等</u> の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、安定供給を確保するため必要な調整力等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。				
四・五 (略)	四・五 (略)				
2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や <u>発電機の出力抑制</u> に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。	2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や <u>発電設備の出力抑制等</u> に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。				
(指し又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)	(指し又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)				
第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。	第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電又は放電に要する費用や一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。				
2・3 (略)	2・3 (略)				
(空容量の算出及び公表)	(空容量の算出及び公表)				
第133条 (略)	第133条 (略)				
2・3 (略)	2・3 (略)				
別表10-2 空容量の算出式	別表10-2 空容量の算出式				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7、※8)</td> <td style="padding: 5px;">空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1)～(※5) (略) <u>(※6)</u> 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。 <u>(※7)・(※8)</u> (略)</p>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7、※8)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7)</td> <td style="padding: 5px;">空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1)～(※5) (略) (削る) <u>(※6)・(※7)</u> (略)</p>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7、※8)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流				
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流				
(需給調整市場に係る運用容量及びマージン上限の通知)	(需給調整市場に係る取引可能量の通知)				
第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の運用容量及び調整力の取引ができるマージンの上限を一般送配電事業者に通知する。	第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の取引可能量を一般送配電事業者に通知する。				
(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)	(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)				
第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。	第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下この章において「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。				
一・二 (略)	一・二 (略)				
2 (略)	2 (略)				
(承認の対象とする電源等)	(承認の対象とする電源等)				
第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。	第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。				
一 (略)	一 (略)				
二 運転中の <u>発電機</u> 出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源	二 運転中の <u>発電設備等</u> の出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源				

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
三～五 (略) (作業停止計画の調整の実施) 第156条 (略) 2 (略)		三～五 (略) (作業停止計画の調整の実施) 第156条 (略) 2 (略)	
別表11-1 作業停止計画の種別			
種 別		内 容	
計画 作業 停止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び <u>実同時同量の契約者</u> （以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画	
	月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画	
別表11-1 作業停止計画の種別			
計画 作業 停止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び <u>特定契約者</u> （一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。）（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画	
	月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画	

(作業停止計画の原案の取得、共有)				
第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は <u>実同時同量の契約者</u> （以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。	(作業停止計画の原案の取得、共有)			
一 (略)	第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は <u>特定契約者</u> （以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。			
二 <u>発電設備</u> 発電計画提出者	一 (略)			
三 (略)	二 <u>発電設備等</u> 発電計画提出者			
2 (略)	三 (略)			
3 本機関は、第1項の規定により作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び <u>発電設備</u> の保有者に限る。）と共有する。	2 (略)			
別表11-2 作業停止計画調整における各期日				
業務内容	種別		その他	
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	年間及び月間計画の変更・追加	
発電設備及び広域	原案	毎年10月末頃	毎月 1日頃	不定期
別表11-2 作業停止計画調整における各期日				
業務内容	種別		その他	
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	年間及び月間計画の変更・追加	
発電設備等及び広域	原案	毎年10月末頃	毎月 1日頃	不定期

変更前(変更点に下線)					変更後(変更点に下線)					
連系系統等の作業停止計画の提出(※1)	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	(速やかに)	域連系系統等の作業停止計画の提出(※1)	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	(速やかに)	
	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬			最終案	毎年2月中旬	毎月中旬		
広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)		広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)		
	調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)			調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)		
	承認・決定計画(※2)	毎年3月1日	毎月20日			承認・決定計画(※2)	毎年3月1日	毎月20日		
作業停止計画の調整案の調整		毎年1月(必要により2月実施可)	必要に応じて実施		作業停止計画の調整案の調整	毎年1月(必要により2月実施可)	必要に応じて実施			
本機関による作業停止計画の承認(※3)		毎年2月下旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)	本機関による作業停止計画の承認(※3)	毎年2月下旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)		
(※1)～(※3)(略)					(※1)～(※3)(略)					
(一般負担の限界の基準額)					(一般負担の限界の基準額)					
第172条 本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額(以下「一般負担の上限額」という。)を検討し、指定する。					第172条 本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額(以下「一般負担の上限額」という。)を検討し、指定する。					
一 過去の <u>発電設備</u> の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布(連系に至らなかった案件も含む。)					一 過去の <u>発電設備等</u> の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布(連系に至らなかった案件も含む。)					
二 (略)					二 (略)					
三 <u>発電設備</u> が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異					三 <u>発電設備等</u> が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異					
四 (略)					四 (略)					
2・3 (略)					2・3 (略)					
(出力抑制時の検証)					(出力抑制時の検証)					
第180条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、 <u>当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。</u>					第180条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、 <u>当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</u>					
2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。					2 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の出力抑制が送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。					
(年次報告書)					(年次報告書)					
第181条 本機関は、本機関の収集した情報(第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。)及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として					第181条 本機関は、本機関の収集した情報(第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。)及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として					

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
取りまとめ、公表する。 一～三 (略) 四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し (<u>発電設備</u> の系統連系制約の改善の見通しを含む。) 及び課題 五 (略)	取りまとめ、公表する。 一～三 (略) 四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し (<u>発電設備等</u> の系統連系制約の改善の見通しを含む。) 及び課題 五 (略)
附則(平成30年6月29日) (発電制約量の調整結果の確認) 第2条 本機関は、広域連系系統(連系線は除く。以下同じ。)の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による <u>発電制約量</u> の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 2 (略)	附則(平成30年6月29日) (発電制約量の調整結果の確認) 第2条 本機関は、広域連系系統(連系線は除く。以下同じ。)の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による <u>発電制約(放電制約を含む。以下同じ。)</u> 量の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 2 (略)
(発電制約量の調整の不調時の対応) 第3条 (略) 2 (略) 3 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった <u>発電機</u> の定格容量(送電端)比率で按分(以下「定格容量比率按分」という。)した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。 4 (略)	(発電制約量の調整の不調時の対応) 第3条 (略) 2 (略) 3 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった <u>発電設備等</u> の定格容量(送電端)比率で按分(以下「定格容量比率按分」という。)した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。 4 (略)

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

本規程は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第180条の規定は、令和5年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。